

2016/3/14

組合員各位

CSP セントラル警備保障労働組合

2016 年春闘交渉の件

CSPユニオンは、12月の定期大会以降、大会決定に基づき会社に対して12月11日に3項目の要求を行った。12月11日から2月19日の間に渡り、春闘交渉を行い妥結に至った。その内容についてご報告致します。

記

1 要求事項

- ① 賃金改善として、基本給2%の改善を求める。
- ② 警送手当支給基準に関する査定について内容を明確にすること。
- ③ 情報労連最低賃金の締結を行なうこと。

2 会社回答内容<一部抜粋>

- ① 賃金改善要求について基本給2%の改善を求めたものであるが、会社側からの回答については、基本給の改善は応じることが出来ない。しかし、5カ年計画である「CSPパワフル50計画」に社員全員が努め、今期第四半期決算で増収増益を確保することができたこと。また、「CSPパワフル50計画」の最終年度となる今期、全社員が一丸となって取り組んでいくことを期待し、創業記念手当を支給する。
- ② 警送手当支給基準に関する査定について内容を明確にするようもともとめてきたものであるが、警送手当は、経験年数、能力、勤務帯等により査定のうち、給与規則に定めて金額を支給。また、能力査定については、人事評価規程で定めている態度評価、能力評価、業績評価により査定。
- ③ 情報労連最低賃金の締結について求めたものであるが、締結する予定は無い。

3 組合の受け止め

交渉の経過で、賃金改善要求については、組合として月々の賃金ベースを上げることは、退職金などにも反映すること、賃上げによる将来不安の払

拭、会社帰属意識の向上に繋がるものであり、定量的な年収ベースの増加をめざしているものであることから、引き続き労使間において取り扱う課題として認識していることを強く申入れるとともに、今年に関しては『「創業記念手当」の支給を行なうことにより、連合・情報労連等において示している改善要求の水準に到達し、総収入の増加に寄与する』との認識に立つものである。

また、警送手当の基準について、会社側より明確な考え方が示されるとともに、昨年末までに組合意見をふまえつつ、会社として事前に改善を行なったものと考えており前進が図られたものとの認識に立つものである。

以上

